

日本セラミックス協会功労賞規程

2024年11月28日改訂 理事会承認

(総則)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本セラミックス協会（以下「本会」という。）が細則別表.6 に定める日本セラミックス協会功労賞（以下「功労賞」という。）について必要な事項を定める

(表彰の目的)

第 2 条 功労賞は、本会の個人会員あるいは本規程で定める個人であって、セラミックスに関する産業および科学・技術の振興、後進の育成指導、伝統技術の継承等の諸活動および本会の運営において優れた功績のあった者を表彰し、その功労に報いることを目的とする。

(受賞候補者の資格)

第 3 条 受賞候補者の資格は、次に掲げる基準の総てに該当する者とする。

- ① 本会会員歴10年以上の個人会員または特別会員においてはその代表者等（通算5年以上その職にあるか又はあったもの）である者。
- ② 年齢が満60歳以上の者。
- 2 会員歴及び年齢の算定期日は、いずれも受賞の年の4月1日現在とする。
- 3 会員歴の算定は、継続した会員歴を原則とする。ただし、事務処理内規第13条に準じ「復会」となった場合は中断前の会員歴を加算して算定することができる。
- 4 職歴は通算した年数とする。
- 5 学術賞、技術賞との重複受賞は不可とする。

(表彰の件数)

第 4 条 表彰の件数は、毎年4名以内とする。

(受賞候補者の推薦)

第 5 条 受賞候補者の推薦方法は、次のとおりとする。

- ① 専務理事は、毎年被推薦有資格者名簿を作成し、会長宛に提出する。
- ② 専務理事は、支部長、部会長に推薦についての意見を求める事ができる。
- ③ 選考委員長は、必要あるときは、専務理事に対し、被推薦者の功労調書の作成、提出を求め、これを審議の参考資料とすることができる。
- 2 会長は、前項に基づく被推薦有資格者を選出し、功労賞選考委員会へ推薦する。

(選考委員会)

第 6 条 受賞者選考のため、功労賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。

- 2 選考委員会の構成は、会長及び選考委員若干名とし、会長が委員長となる。
- 3 選考委員は、会長が元会長、前会長、顧問及び理事のなかから選び、理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 4 委員長は、毎年1回定期的に委員会を招集し議長を務める。

- 5 委員の任期は原則として1年とする。ただし再任は妨げない。
- 6 委員に欠員が生じた場合は、直ちにこれを補充するものとし、補充された委員の任期は、前任者の任期を引継ぐものとする。
- 7 推薦者及び被推薦者は、選考委員会の構成員になることができない。

(選考委員会の招集方法及び成立)

第7条 選考委員会は、委員長がこれを招集する。

- 2 選考委員会は、委員の過半数の出席（委任状による出席は認めない）をもって成立する。
- 3 選考委員会に出席の委員の交通費は旅費・交通費規程により支給する。

(審議の非公開)

第8条 選考委員会は、非公開とし、その審議内容は一切公表しない。

(審議の方法)

第9条 功労賞選考委員会は、会長宛提出された功労賞受賞対象候補者及び被推薦有資格者名簿を参考に選考を行い、各委員が推薦したものを功労賞対象者として合議を行い、受賞候補者を選考する。

(決定)

第10条 会長は、選考委員会における受賞候補者の選考結果を理事会に報告し、承認を得て受賞者を決定する。

(表彰)

第11条 表彰は、毎年度の定時総会終了後に開催される表彰式の席上にて行うものとし、賞状および副賞を授与する。

(規程の変更)

第12条 この規程を変更する場合は、表彰委員会の議を経て、理事会の議決を得て行うものとする。

(改訂の経緯)

2017年11月28日全面改訂 理事会承認（表彰制度見直しにより旧協会賞規程より個別の規程となった） 理事会承認

2018年3月5日 第3条第3項変更および第6条に第7項を追加 理事会承認

2023年5月16日改訂 理事会構成見直しに伴い改訂 理事会承認

2024年11月28日改訂 第1条の細則別表番号修正、第11条表彰式明文化に伴う改訂 理事会承認